

昭和四十二年政令第二百九十二号

住民基本台帳法施行令
内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 住民基本台帳（第一条—第十七条の二）

第三章 戸籍の附票（第十八条—第二十一条）
第四章 届出（第二十二条—第三十条）

第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二—第三十条の十二）

第六章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三—第三十条の十四）
第七章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五—第三十条の二十一）

第八章 雜則（第三十一条—第三十五条）

第九章 附則

第一章 総則

第一項 定義

第一条 この政令において、「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「除票」、「転出」、「戸籍の附票の除票」、「転入」、「転居」又は「外国人住民」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第八号の二、第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第二十一条の第一項、第二十二条第一項、第二十三条又は第三十条の四十五に規定する個人番号、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、除票、転出、戸籍の附票の除票、転入、転居又は外国人住民をいう。

第二章 住民基本台帳

（住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方針及び基準）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、

電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）（住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方針及び基準）

（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（国民健康保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条 法第七条第十号に規定する国民健康保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条の二 法第七条第十号の二に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（介護保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条の三 法第七条第十号の三に規定する介護保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた年月日とする。

（国民年金の被保険者の範囲に関する法令の規定）

第四条 法第七条第十一号に規定する政令で定める法令の規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）附則第五条の規定とする。（国民年金の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第五条 法第七条第十一号に規定する国民年金の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 国民年金の被保険者となり、又は国民年金の被保険者でなくなつた年月日

二 国民年金の被保険者の種別（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は前条に規定する法令の規定による国民年金の被保険者のいずれであるかの区別をい

う。以下同じ。）及びその変更があつた年月

三 基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

（児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する住民票の記載事項）

第六条 法第七条第十一号の二に規定する児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項

項で政令で定めるものは、児童手当の支給が始まり、又は終わった年月とする。

（法第七条第十四号の政令で定める事項）

第六条の二 法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものとする。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、転居をし、又はその市町村に記録されている者（以下同じ。）が転出をしたときその他の者についてその市町村の住民基本台帳に記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成された場合にあっては、その者の住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消

除）

第八条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他の者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その者の住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消

除）

第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」とい

う。）を作成し、又はその属する世帯の住民票が日本に記録されている日本の国籍を有しない者の第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（記載等）

（届出に基づく住民票の記載等）

第九条 市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者は、その住民票の記載の修正をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消

除）

ついて世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づく住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づく住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づく住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十三条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等をしなければならない。

（届出に基づく住民票の記載等）

十四条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十五条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十六条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十七条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十八条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

十九条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十一条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十二条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十三条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十四条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十五条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十六条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十七条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十八条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

二十九条 市町村長は、次に掲げる場合において、当該記載等をすべき事実を確認し、職権による住民票の記載等）

をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)、第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という)第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

三 法第十条の規定による通知を受けたとき。

四 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき(同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く)。その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁決又は当該処分についての訴訟の確定判決

四 口 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十四条第二項の規定による異議の申出による訴訟の確定判決

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条に規定する審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一百一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

四 本 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る住民票に記載をされた旨の記載をするとともに、前項の規定により当該消除した住民票に記載をされた住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなければならない。

二 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

三 法第九条第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

七 行政区画、郡、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたときは、市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記(住民票コードに係る誤記を除く)若しくは記載漏れ(住民票コードに係る記載漏れを除く)があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

八 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他の通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(住民票の消除に関する手続)

第十三条 市町村長は、住民票を消除したときは、その事由(転出の場合にあつては、転出に

より消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(法第二十四条の二第一項に規定する転出届(以下「転出届」という。))に基づき住民票を消除した場合には、転出届(法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する消除した住民票にあつては、記録)次項及び第十七条第一号において同じ。)を記載しなければならない。

第十四条 市町村長は、法第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の写し(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下第十五条の四までにおいて同じ。)を交付する

場合には、当該住民票の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。

(法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務)

一 弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。)にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務と(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。)にあつては、司法書士(司法書士法人を含む。)にあつては、司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務(同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。)

二 司法書士(司法書士法人を含む。)にあつては、司法書士法(昭和六十年法律第六十六号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する代理業務を除く。

三 土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)にあつては、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士法(税理士法人を含む。)にあつては、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに關する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)にあつては、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等に対しても主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の三から第一号の六までに規定する代理業務

六 弁理士(弁理士法人を含む。)にあつては、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第四

条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

（法第十二条の四第一項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項）

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
- 二 法第十二条の四第一項の請求をした者（次号において「請求者」という。）の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票の

三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第十二条の四第一項の請求に係る住民票の写しに記載する者

四 法第七条第四号、第八号の二又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無

五 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までの間のものである。

六 法第十二条の四第一項の請求があつた場合に掲げる事項（同条第四号、第八号の二又は第十三号に掲げる事項の記載の請求を含む。）

（法第十二条の四第一項の規定による住民票の写しの交付）

第十五条の四 交付地市町村長（法第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長をいう。次項において同じ。）は、同条第四項の規定により住民票の写しを作成する場合には、同条第三項の規定による通知に基づかなければならぬ。

二 交付地市町村長は、前項の規定により作成した住民票の写しの末尾に、法第十二条の四第一項に規定する住所地市町村長から当該請求に係る住民票に記載されている事項が同条第三項の規定により通知され、当該住民票の写しが当該

通知に基づき作成されたものである旨を記載しなければならない。

（住民票の再製）

直ちに職権で、これを再製しなければならない。

（住民票の再製）

十二条の三第一項若しくは第二項

（住民票の写し）

除票の写し

項

第五十五条の二第二項

（住民票の再製）

口 その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されているときは、その世帯に属する被保険者のうちいはずれかの者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨及びその世帯に属する被保険者のうちいはずれかの者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号

(介護保険の被保険者である者に係る付記事項)
□ その者に係る被保険者番号

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に係る被保険者番号 (高齢者の医療の確保に関する法律第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下この条において同じ。)

三 法第三十条の四十七の規定による届出 (当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る) 次に掲げる事項イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

十一
一 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

二 法第三十条の四十七の規定による届出 次

三 法第三十三条の四十六の規定による届出 次

八 ある場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者は、あつては、国民年金の被保険者の種別と並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

法第二十九条の規定による付記がされたものに限る。）で（基礎年金番号の付記がされたものに限る。）であることができる書類で総務省令で定めるものの交付を受けているときは、これを添えて、その届出をしなければならない。

第五章 本人確認情報の処理及び利用等

（住民票コードの記載）

第三十条の二 市町村長は、法第三十条の三第一項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合において、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードが判明しないときには、その者に係る住民票に法第三十条の二第二

の置たる二つの面

法第三十三条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等一法第三十三条の四十六に規定する中長期在留者等をいいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。）次に掲げる事項

（二）国民健康保険の被保険者の資格を取得し

第二十七條の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
一 転入届 法第三十三条の四十六の規定による届出及び法第三十三条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 介護保険の被保険者の資格を有する旨
二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者正当事務所が第一号第三項の

イに掲げる事項
中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者について、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

口 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者について、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の新たな住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に交付する。

□ た年月日
　その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されていて、その場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者記号・番号を記入せしめ
保険者正に記載し、被保険者記号・番号

(国民年金の支給をもつてつづける届出のうちの被保険者証をいふ。次号口及び第三十条第一項において同じ。) の番号
三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る) 次に掲げる事項
口 介護保険の被保険者となつた年月日
ロ 介護保険の被保険者証の番号

ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前前に国民年金の被保険者であったことがある場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名(児童手当の支給を受けている者に係る届出の)が一

に係る者に於し、新たに住民票コードを記載した旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の四第一項の規定に
り住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

保険者訃に詰替された被保険者訃号・番号を用いて、後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

(国民年金の被保険者である者がいる届出の付
記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、転居届及び転出届について、原童手当の支給を受けている者である旨とする。

第三十条の四 市町村長は、住民票に住民票コードによる誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票コードによる誤記の訂正(住民票コードによる誤記の訂正)。

（一）都道府県の区域内において住居を定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一、当該各号に掲げる事項とする。
二、転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出。次に掲げる事項
前項他、同一の重複の項目

第三十条 法第二十八条から第二十八条の三までの規定による付記がされた書面で届出をすべき

所を変更することに係るもの(除く)、法第三十条の四十六の規定による届出及び法第三十条の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く)。次に掲げる事項

イ
前住所地から引き継ぎ同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法律第二十二条第一項第七号に規定する者又は

者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。）若

正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号転入により国民年金の被保険者の種別に

しくは被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。）又は介護保険の被保険者証の交付を受けているときは、

する事項)
第三十条の五 法第三十条の六第一項に規定する
住民票の記載等に関する事項で政令で定めるも
の

一 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に係る被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律第百六十二条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下この条において同じ。）

二 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。）次に掲げる事項イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に係る被保険者番号
介護保険の被保険者である者に係る付記事項イ
一七七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届 法第三十条の四十六の規定による届出及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 介護保険の被保険者の資格を有する旨の被保険者証をいう。次号ロ及び第三十条第一項において同じ。）の番号

一 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次に掲げる事項において同じ）の番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。）次に掲げる事項

イ 介護保険の被保険者となつた年月日

ロ 介護保険の被保険者証の番号

四 国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項

一 **一七八条** 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応し、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出 次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該各号に掲げる事項とする。

国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

口 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民

別冊二	基礎年金番号を記載した書類等の提出方	第三十条の二	第三十条の三	第三十条の四
届出をしなければならない。	法第三十条の六第一項に規定する事項等に付記がされた書類で、基礎年金番号を明らかにすることができる書類で、総務省令で定めるものに限る。）、交付を受けているときは、これを添えて、その届出をしなければならない。	市町村長は、法第三十条の三第一項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合において、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードが判明しないときは、その者に係る住民票に法第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の新たな住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。	市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、新たな住民票コードを記載した旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。	（住民票コードの記載の変更請求書の提出方法による書類を提示しなければならない。 （住民票コードに係る住民票の記載の修正）
（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）	法第三十条の五 法第三十条の六第一項に規定する事項等に付記がされた書類で、基礎年金番号を明らかにすることができる書類で、総務省令で定めるものに限る。）、交付を受けているときは、これを添えて、その届出をしなければならない。	市町村長は、前項の規定により住民票の記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。	市町村長は、前項の規定により住民票の記載の修正をしたときには、速やかに、当該記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。	（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）

一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日

二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日 (転出届に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日)

三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項 (同号に掲げる事項について) は、住所とする。の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日

四 法第七条第八号の二に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、個人番号の変更請求その他総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号 (当該住民票に個人番号が記載されていなかつた場合を除く。)

五 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード (当該住民票に住民票コードが記載されていなかつた場合を除く。)

(都道府県における本人確認情報の保存期間)

第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第二項に規定する本人確認情報 (以下この条、次条及び第三十四条第三項において「本人確認情報報」という。) の区分に応じ、当該本人確認情報報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 (当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日)

二 住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報 (当該本人確認情報の保存期間に機構における本人確認情報の保存期間)

第三十条の七 法第三十条の七第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる本人確

認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知との日から当該各号に定める日までの期間とす
る。

一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日
(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。)の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(以下この条において「国の機関等」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

(デジタル庁への住民票コードの提供方法)

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の規定による住民票コードのデジタル化の提供については、番号利用法施行令第十二条第三項及び第四項(これらの規定を番号利用法施行令第二十七条の二第五項(番号利用法施行令第三十条において準用する場合を含む。)及び第三十三条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)に定めるところによる。

二 機構は、番号利用法施行令第十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による確認情報の提供方法

による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から本人確認情報の提供方法

第三十条の十　機構が行う法第三十条の十一第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十一　機構が行う法第三十条の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区城内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区城内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区城内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十三条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十三条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県の執行機関（以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

(氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるものほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものとすをいう。同条において同じ。）とする。

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めるときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭

和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他他總務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(同項及び第四項において「住所地市町村長」という。)に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

て、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。一氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された云ふ正用書を添えて伝入届をして易

二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき 当合 当該旧氏

該旧氏
当該旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、氏に記載がされていて、その旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合に

においては、当該氏旧その他の總務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該氏旧を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他總務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなけれ

はならない。
4 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めるようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨の他、總務省令で定める事項を記載した請求書を提出して下さい。

求書を提出しなければならない。
法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。
旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されるる住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び同項において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他の総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

二 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載をしなければならない。

三 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出證明書を添えて転入届をした場合 当該通称

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき 当該通称

五 住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

六 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

二 外国人住民が最初の転入届は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称の記載及び削除する事が通知されたとき、当該通称の記載及び削除に関する事項。

外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載がされている場合における第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定の適用については、第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは、「同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）と、第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは、「同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合

二 世帯主でない外国人住民との世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理される場合

（外国人住民の世帯主との統柄を証する文書の提出を要しない場合）

第三十条の十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

第一条 この政令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。
第二条 住民登録法施行令（昭和二十七年政令第百二十三号）は、廃止する。
附 則（昭和四四年三月二七日政令第三五号）
この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和四四年五月一六日政令第一一八号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

二 一 住民票の消除を行つたことにより通知した
本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日
から起算して百五十年を経過する日

3 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その
他の書類は、その受理された日から一年間保存
するものとする。

(総務省令への委任)

第三十五条 この政令に定めるもののほか、法及
びこの政令の実施のため必要な手続その他の事
項は、総務省令で定める。

附 則 抄

一 める日までの期間保存するものとする。

一 住民票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過す

2 市町村は、法第三十条の六第一項の規定により通知した本人確認情報を、総務省令で定めることにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じて当該本人確認情報の通知印から当該各号に定

第三十三条 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法の適用を受けない者とする。

第三十条の十市町村名及び市名及び区名並びに
二号第一項第び

(住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第五条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による被保険者であつたことがある者については、第十三条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第二十八条第一号ハ中「国民年金の被保険者であつた」とあるのは、「国民年金の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法に

一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と「特定機構保存本人確認情報」である。本台帳法別表第一の上欄に掲げられたいた国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる國の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられたいた国の機関又は法人に限るものとし、当該國の機関又は法人のうち施行日以後に名称を変更したものと含む。）から番号利用法整備法第二十一条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する求めがあつた場合における新住民基本台帳法施行令第三十条の八の規定の適用については、同条中「のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」とあるのは（以下この章において「機構保存本人確認情報」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十の規定の適用について「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」のあるのは「機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」という。」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

第五条 番号利用法整備法第二十条第三項の規定は第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国機関又は法人で施行日以後に名称を変更したものから第三号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあつた場合について、番号利用法整備法第二十二条第一項の規定は同欄に掲げられていた国機関又は法人で施行日以後に名称を変更したものから第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあつた場合について、番号利用法整備法第十七条第二項、第十八条第四項、第二十条第四項及び第六項から第八項まで、第二十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二条第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。（特別区の特例）

第一条 番号利用法整備法第十七条第二項、第十八条第四項、第二十条第四項及び第六項から第八項まで、第二十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二条第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。（特別区の特例）

（施行期日）

附 則（平成二七年一月二六日政令第
三九二号）抄

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年一二月二十四日政令第435号）

この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日政令第1号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日政令第8号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一七日政令第二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和元年十一月五日から施行する。

（経過措置）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。）がその除票（住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間の前項の規定の適用については、区長及び総務課長を市長とみなす。

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一六日政令第四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日政令第1号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年三月十五日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日政令第8号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年三月十五日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日政令第二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和元年十一月五日から施行する。

（経過措置）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。）がその除票（住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間の前項の規定の適用については、区長及び総務課長を市長とみなす。

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一一日政令第一五号）抄

1 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月一二日政令第二六二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項及び附則第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）がその除票（改正法第二条の規定による改正後の住民基本台帳法第五十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、住民基本台帳法施行令第三十条の十六第八項の規定は、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十四条第一項の規定は、この政令の施行の日前に市町村長が消除した住民票若しくは住民票を改製した場合における改製前の住民票又は消除した戸籍の附票若しくは戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、この政令の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第四条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 指定都市に対する前条の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年八月二八日政令第二四九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「戸籍法改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和二年九月三〇日政令第二九五号）

（施行期日）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和三年二月一五日政令第二九五号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日政令第二二二号）抄

（施行期日）

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附則（令和三年一二月二四日政令第三四四号）抄

（施行期日）

この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年二月一八日政令第四二二号）

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附則（令和四年一〇月六日政令第三二五号）

この政令は、令和五年二月六日から施行する。